



令和8年度から  
支援対象を拡充！

# わが家は地震に大丈夫!?

## 耐震診断・耐震改修工事支援事業 について

### 対象となる住宅 確認しよう！

■対象となる住宅は、次の全てに該当する住宅です。

- ① 平成12年5月31日以前に建築確認を受けて着工したもの **【拡充】**
- ② 個人所有の戸建木造住宅(在来軸組構法)
- ③ 2階建て以下

※ 中2階のある住宅や斜面地に建つ住宅など、特殊な形状の住宅は診断できない場合があります。

### ステップ1 耐震診断を申し込もう！

■仙台市が耐震診断士を派遣します。

派遣された耐震診断士は、耐震診断を行い、耐震診断結果報告書を作成します。

※ 対象となる住宅の所有者からのお申込みが必要です。

自己負担額 **17,600円** (消費税10%込)

※ 診断費用9割を仙台市が負担し、1割を申込者にご負担いただきます

### ステップ2 耐震改修工事を実施しよう！

■耐震改修工事費の一部を補助します。

※ ステップ1の耐震診断において、評点が1.0未満が対象です。

耐震改修工事費(税抜)の **4/5 以内の額** かつ **限度額 115 万円**

算定例1: 工事費200万円(税抜)×4/5=160万円 ⇒115万円補助

算定例2: 工事費100万円(税抜)×4/5= 80万円 ⇒ 80万円補助

■リフォーム工事をする場合、上乗せ補助があります。

耐震改修工事にあわせて10万円以上のリフォーム工事をする場合、耐震改修工事費の補助に上乗せして補助します。

耐震改修工事費(税抜)の **8/115 以内の額** かつ **限度額 10 万円**

**【リ・バース60】**  
耐震改修利子補給制度  
が利用可能です！

利子補給制度の概要は  
こちらから



制度の詳細・申込書はこちらから

ステップ1 耐震診断については  
こちらから



仙台市 耐震診断

検索

ステップ2 耐震改修工事については  
こちらから

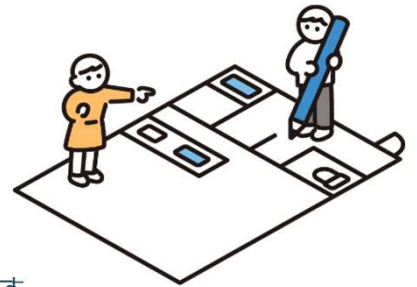


仙台市 耐震改修工事

検索

## 耐震診断の流れ

- 耐震診断士が、建物の状況を現地調査で可能な限り確認します。
  - 現地調査で確認した結果を図面化し、計算により数値化することで建物の耐震性を確認します。
  - 耐震性が不足している場合には、効率的な「耐震改修計画案」をご提案します。
  - 提案した「耐震改修計画案」を実施した場合の、概算見積額もご提示します。
- その他、耐震診断に関するご不明な点、ご心配な点のご相談にも応じます。



## 耐震改修工事に伴う税制上の優遇措置 など

### ■ 固定資産税の減額について

耐震改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税が2分の1に減額されます。  
(1戸当たり120平方メートル相当分まで)

#### ◆ 主な要件

- 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること
- 令和13年3月31日までに、1戸当たり50万円を超える耐震改修工事が行われたものであること
- 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明がされたものであること
- 工事完了日から3ヶ月以内に、下記の必要書類①と②を添付の上、申告すること

① 現行耐震基準に適合した工事であることを証明する書類

② 耐震改修工事に要した費用の確認ができる書類(工事請負契約書の写し等)

※ ①については、仙台市の補助を受けて実施した工事の場合は、仙台市が証明書を発行します。

詳しくは、資産税企画課(電話番号:022(214)4442)までお問い合わせください。

### ■ 所得税の特別控除について

居住者が耐震改修を行った場合、住宅耐震改修特別控除として当該年分の所得税が控除されます。  
(耐震改修を完了した時期によって、控除の内容が変わります。)

#### ◆ 主な要件

- その者が主として居住の用に供する家屋であること
- 家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたものであること
- 改修前の家屋が現行の耐震基準に適合しないものであること
- 令和10年12月31日までに住宅耐震改修をしたものであること

詳しくは、所轄の税務署までお問い合わせください。

### ■ 地震保険の割引について

耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合、地震保険の割引が受けられることがあります。

詳しくは、損害保険代理店または損害保険会社へお問い合わせください。



## 戸建木造住宅の耐震相談について

耐震診断の具体的な内容や耐震改修工事の専門的な相談に関しては、毎月1回程度、耐震診断士(建築士)による木造住宅の耐震化に関する無料の相談会を開催しております。

開催日時など、詳しくは、各区街並み形成課、または建築指導課までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

■青葉区役所	街並み形成課	代表	電話番号	022(225)7211
■宮城野区役所	街並み形成課	代表	電話番号	022(291)2111
■若林区役所	街並み形成課	代表	電話番号	022(282)1111
■太白区役所	街並み形成課	代表	電話番号	022(247)1111
■泉区役所	街並み形成課	代表	電話番号	022(372)3111
■市役所	建築指導課	直通	電話番号	022(214)8323